

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は「罰則」からでしたね。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次の違反と罰則の組み合わせで正しくないものはどれか。

- (1) 受託産業廃棄物の処理が困難となった産業廃棄物処理業者による委託者への通知（処理困難通知）義務違反→罰則 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- (2) 排出事業者が上記の通知を受けたときの、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置義務違反→罰則 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- (3) 輸入許可条件違反→罰則 3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金又はこれの併科
- (4) 下請負人が行う建設工事現場内での産業廃棄物保管基準違反→罰則なし
- (5) 多量排出事業者の処理計画の未提出→罰則 20 万円以下の過料

【解説】

これらはすべて平成 22 年改正により設けられた（又は大きく改正された）制度である。「罰則なし」であっても、法令上禁止されていることや、社会通念上許されない行為である。こういった行為に対しては、「許可取消」「改善命令」といった行政処分の対象となる場合も多いので、罰則がないからといって、やってよいというわけではない。

(2) は (1) の、いわゆる「処理困難通知（ギブアップ通知）」を受けたときの排出事業者側の対応であるが、これについては直接的な罰則の規定はない。

しかし、この義務を怠り、生活環境保全上の支障が発生した場合は、措置命令の対象となりうる。

正解 (2)

まず、最初に「おことわり」を書かせていただきます。ご存じの方も多いことと思いますが、この 6 月 1 日から刑法等の改正により、いままでの「懲役刑、禁錮刑」が「拘禁刑」となりました。ただ、これは「令和 7 年 6 月 1 日以降になされた違反行為」についてであり、これ以前に行われた違反行為については、引き続き「懲役」や「禁錮」といった刑罰が言い渡されることとなります。そのため、「欠格要件」などを説明するときは、しばらくはなかなかややこしい表現が登場することになります。今回の「宿題」は 6 月以前の表現で執筆しましたが、「懲役」を「拘禁」と読み替えておいてください。

さて、本論に戻りますが、法律が社会のルールであるかぎり、社会秩序を大きく乱す行為は重く罰せられるべきものです。そして、罰則は他の法律とのバランスもあります。その辺も考慮の上で法律は作られているのでしょう。

先月号の Q に登場した違反も含めて、その罰則も紹介しておきます。

まず、今月号の Q 選択肢は (2) を除き、違反と罰則は問題のとおりです。

～廃棄物処理問題～

(1) はいわゆる「ギブアップ通知」で、ギブアップした方の業者側には、この通知を出さないと最高刑懲役（拘禁）6ヶ月の罰則が規定されていますが、この通知を受けた方の排出事業者側には解説の通り罰則は規定されていません。しかし、措置命令の対象にはなってきます。

(3) は廃棄物の輸入にあつては環境大臣の許可が必要なのですが、この許可に条件を付けられることがあります。この条件違反の罰則です。ちなみに、無許可輸入も同じく最高刑懲役（拘禁）3年ですが、無確認輸出は最高刑懲役（拘禁）5年です。（輸出は「許可」、輸入は「確認」という制度）

(4) は「保管基準」の違反なので、直罰はありませんが、改善命令の対象になり、改善命令に従わない時は「改善命令違反」として罰則の対象になります。

(5) は問題のおりなのですが、そもそも「多量排出事業者」（年間1000トン以上の排出量）に該当する会社は大企業が多いためか、「公表」の制度があることもあり、この罰則は適用されたことは無いようです。

先月号のQで取り上げた違反と罰則もコメントしておきます。

「a 一般廃棄物処理業許可の名義貸し」、名義貸しは産業廃棄物の場合も同様に最高刑懲役（拘禁）5年。無許可と同じです。これは大抵の場合、名義を借りる方は無許可となることからかと思えます。

「b 不法投棄をする目的で廃棄物の運搬を行った（実際の不法投棄には至らなかった。）」、不法投棄そのものは最高刑懲役（拘禁）5年なのですが、設問の状態はまだ投棄していないので、社会に与える影響は不法投棄ほどでは無い、として最高刑懲役（拘禁）3年です。

「c 指定区域内（元最終処分場等で廃棄物が土中にあると知事が指定している区域）の土地の形質変更計画の変更命令違反」、元々最終処分場であった場所は、そのままそっとしておけば、生活環境保全上の支障は出ないとしても、掘り返したりするとガスが発生したりします。そのため、「形質変更」の時は事前に届出を規定しています。届出が合った場合は、審査をして生活環境保全上の支障が予想される場合等は「変更命令」をするのですが、その命令に従わなかった時は最高刑懲役（拘禁）1年が規定されています。

「d 特定欠格要件届出違反（欠格要件に該当するのに届け出なかった）」は最高刑懲役6ヶ月。

「e 産業廃棄物処理業変更届出義務違反（変更事項があったのに、届出をしていない）」は最高刑罰金30万円。懲役（拘禁）刑は規定されていません。

前回、今回と「罰則」というマニアックな内容になってしまい、コメントも長くなってしまいました。宿題Qはちょっと身近な問題としておきます。



宿題Q

次のうち、一般廃棄物はどれか。なお、すべて事業活動を伴って排出されるものである。

- (1) 建設業に係るもので工作物の新築に伴って排出された木綿繊維くず
- (2) 建設業に係るもので工作物の改築に伴って排出された木綿繊維くず
- (3) 建設業に係るもので工作物の除去に伴って排出された木綿繊維くず
- (4) 衣服その他の繊維製品製造業から排出された木綿繊維くず
- (5) ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木綿繊維くず